

茅ヶ崎市議会新型コロナウイルス感染症等に係る対応方針

茅ヶ崎市議会

令和2年4月28日策定

令和2年6月24日改正

令和2年7月14日改正

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染者が増加しており、神奈川県内においても、爆発的な感染拡大が否定できない状況である。国や県、市の対応方針等と整合を図りながら、茅ヶ崎市議会における感染防止のための対策及び感染者発生時の対応などについて、次のとおり定める。

1 感染防止のための対策について

(1) 議会運営に係る対応について

議員及び事務局職員並びに市民への感染防止に向けて、特に「密閉」「密集」「密接」を避けることとする。また、具体的な感染防止のための対策については次のとおりとする。

ア 会派控室及び使用する会議室については、席と席の間隔を空けるとともに、定期的な換気、ドアノブ等の消毒を行う。

イ 市民に対して、会議の傍聴を自粛していただくとともに、インターネットによる視聴を促す。なお、やむを得ず来庁された傍聴者に対しては、手洗い・咳エチケットの啓発を行うとともに、眺望ロビーに設置するモニター等による視聴を促す。

ウ 議事堂内の数箇所にアルコール消毒液の配置を行う。

エ 会議（打合せを含む。）の実施に当たっては、その必要性について検討し、中止又は延期が可能なものについては、中止又は延期とする。

また、実施する場合にあつては、対面による会議を避ける手法を検討し、それが難しい場合には会議における出席人数の見直し、時間の短縮等を行った上、次に掲げる感染防止のための対策を講じ実施する。

(ア) 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる場合の出席見合わせ

(イ) 手洗い、うがいの徹底

(ウ) マスクの着用の徹底（議場の演壇及び議員演壇において、飛散防止対策を講じた上で発言する場合を除く。）

(エ) 入室時のアルコール消毒の実施

(オ) 濃厚接触解消の工夫

(カ) 密閉、密集、密接場面など、クラスターの発生リスクが高い状況の回避

オ その他、感染防止のために必要と考えられる対策を行う。

(2) 議員活動等について

議員は、自身及び周囲の者の健康と安全を第一に考え、次に掲げる感染防止のための対策を行う。

ア マスクの着用を徹底する。

イ こまめな手洗い又は手指消毒を行う。

ウ 行政視察を計画する際は、視察先の議会の意向等に十分配慮する。

エ 議事堂に登庁する際には、自宅等で検温を行い、発熱等が見られる場合は登庁を自粛する。

オ 議事堂に登庁した際には、出退表示機を操作するとともに、記録簿により登庁時間及び退庁時間を記入する。

カ 議事堂を訪問する関係者に対しては、手洗い、検温、マスクの着用等の感染防止のための対策を実施するよう周知する。

キ その他、各自で感染防止のために必要と考えられる対策を行う。

2 感染者発生時の対応について

議員等が新型コロナウイルス感染者と確認された場合などは、全て保健所の指示・指導に基づき対応することとなるが、会期中か否かに関わらず、基本的な対応は次のとおりとする。

(1) 議員が感染者と確認された場合の対応

保健所の指示・指導に従い行動する。

また、感染者と確認された事実、確認された日及び発病した日を速やかに本人又は家族等関係者から議長に報告する（議会事務局経由）。

※ 「発病した日」とは、発熱、咳、呼吸困難などの症状を呈したときをいう。

(2) 議員が濃厚接触者となった場合の対応

速やかにその事実及び保健所からの指示、指導の内容について議長に報告する。

(3) 議員の家族が感染者と確認された場合又は濃厚接触者となった場合の対応

速やかにその事実及び保健所からの指示、指導の内容について議長に報告する。